

令和元年 8 月

第 3 回稲城市議会定例会議案

(8 月 3 0 日開会
月 日閉会)

氏 名

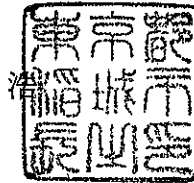


稲城市告示第27号

令和元年第3回稲城市議会定例会を、下記のとおり招集する。

令和元年8月23日

稲城市長 高橋 勝



記

- 1 期日 令和元年8月30日
- 2 場所 稲城市議会議場

令和元年第3回稲城市議会定例会 議案目録

< 条 例 >

- 第34号議案 稲城市印鑑条例の一部を改正する条例
- 第35号議案 稲城市市税条例等の一部を改正する条例
- 第36号議案 稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 第37号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第38号議案 稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する条例
- 第39号議案 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部を改正する条例
- 第40号議案 稲城市下水道条例の一部を改正する条例
- 第41号議案 稲城市消防団条例の一部を改正する条例

< 決 算 >

- 第42号議案 平成30年度東京都稲城市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第43号議案 平成30年度東京都稲城市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第44号議案 平成30年度東京都稲城市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第45号議案 平成30年度東京都稲城市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第46号議案 平成30年度東京都稲城市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第47号議案 平成30年度東京都稲城市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第48号議案 平成30年度東京都稲城市病院事業会計決算の認定について

<補正予算>

第49号議案 平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）

第50号議案 平成31年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

第51号議案 平成31年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）

<その他>

第52号議案 稲城市副市長の選任について

第53号議案 稲城市教育委員会委員の任命について

第54号議案 稲城市庁舎空調設備改修工事請負契約

<報 告>

第6号報告 健全化判断比率の報告について

第7号報告 資金不足比率の報告について

第8号報告 専決処分の報告について

第9号報告 平成30年度稲城市国民健康保険高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第10号報告 平成30年度稲城市介護保険高額介護サービス費等貸付基金の運用状況に関する報告

第11号報告 平成30年度稲城市後期高齢者医療高額療養費貸付基金の運用状況に関する報告

第34号議案

稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）第1条の規定による住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）の改正を踏まえ、印鑑登録原票に登録する事項に旧氏を加えるため、稲城市印鑑条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市印鑑条例の一部を改正する条例

稲城市印鑑条例（昭和62年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市の」を「市が備える」に改める。

第7条第1項第1号中「、名」の次に「、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）」を加え、「住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の26第1項」を「令第30条の16第1項」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第8条第3号中「氏名（」の次に「氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記録がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、」を加え、「が記録されている」を「の記録がされている」に、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第15条第5号中「氏又は」を「氏名、氏（氏に変更があった者にあつては、住民票に記録がされている旧氏を含む。）又は」に改める。

付 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

第35号議案

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

軽自動車税の環境性能割及び種別割が導入されること等に伴い、稲城市市税条例及び稲城市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市市税条例等の一部を改正する条例

(稲城市市税条例の一部改正)

第1条 稲城市市税条例（昭和30年稲城市条例第67号）の一部を次のように改正する。

第90条の次に次の1条を加える。

(種別割の課税免除)

第90条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

付則第16条の2の見出し及び同条第1項から第3項までの規定中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第4項を削る。

第2条 稲城市市税条例の一部を次のように改正する。

付則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 付則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(稲城市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 稲城市市税条例等の一部を改正する条例（平成28年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中稲城市市税条例付則第15条の3を削り、同条例付則第15条の次に5条を加える改正規定を次のように改める。

付則第15条の次に次の2条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(付則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

2 東京都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

3 東京都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を

提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

付則第15条の3を次のように改める。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第15条の3 当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

- 2 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、東京都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、東京都における自動車税の環境性能割の減免の例により、軽自動車税の環境性能割を減免する。

付則第15条の3の次に次の3条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の4 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「東京都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の5 市は、東京都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として東京都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

- 2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に

限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

第1条中稲城市市税条例付則第16条の改正規定を次のように改める。

付則第16条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条第1項」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

付則第16条第2項中「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

付則第16条第3項中「3輪以上の」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン」に、「ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に改め、「当該」の次に「ガソリン」を加え、「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

付則第16条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に改め、「当該」の次に「ガソリン」を加え、「平成29年4月1日」を「平成31年4月1日」に、「平成30年3月31日」を「令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日」を「令和2年4月1日」に、「平成31年3月31日」を「令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円

	5,000円	3,800円
--	--------	--------

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条及び次条第1項の規定 令和元年10月1日
- (2) 第2条及び次条第2項の規定 令和3年4月1日

(経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の稲城市市税条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

- 2 第2条の規定による改正後の稲城市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

第36号議案

稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第27号）による災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の改正等に伴い、稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

稲城市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年稲城市条例第34号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条―第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条―第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条―第16条）

付則

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に改める。

第15条第2項中「償還の方法」を「災害援護資金の償還」に、「の方法とする」を「によるものとする」に改め、同条第3項中「償還免除」を「災害援護資金の償還金の支払猶予、償還免除」に、「、違約金及び償還金の支払猶予」を「及び違約金」に、「法第13条第1項、令第8条から第11条まで」を「それぞれ法第13条及び第14条第1項並びに令第8条、第9条及び第12条」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第37号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準
を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第7号）による子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正等に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準
を定める条例の一部を改正する条例

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する確認基準を定める条例（平成26年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号から第11号までの規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条中第22号を第27号とし、第17号から第21号までを5号ずつ繰り下げ、同条第16号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同号を同条第21号とし、同条中第15号を第20号とし、第14号を第19号とし、同条第13号中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同号を同条第18号とし、同条中第12号を第17号とし、同条第11号の次に次の5号を加える。

- (12) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する満3歳以上教育・保育給付認定子どもをいう。
- (13) 特定満3歳以上保育認定子ども 令第4条第1項第2号に規定する特定満3歳以上保育認定子どもをいう。
- (14) 満3歳未満保育認定子ども 令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。
- (15) 市町村民税所得割合算額 令第4条第2項第2号に規定する市町村民税所得割合算額をいう。
- (16) 負担額算定基準子ども 令第13条第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第5条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第7条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第8条中「、支給認定」を「、教育・保育給付認定」に改める。

第9条（見出しを含む。）から第11条までの規定中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」に、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、「規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項各号列記以外の部分中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保

育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第13条第4項第5号、第5項及び第6項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第14条第1項中「法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において」を「法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第16条第2項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第17条中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「支給認定子ども又はその保護者」を「当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、

同条中「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第20条第5号中「支給認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第21条及び第24条から第26条までの規定中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第27条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「支給認定子どもに」を「教育・保育給付認定子どもに」に、「支給認定子どもの保護者」を「教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第28条第1項、第30条、第32条及び第34条第2項中「支給認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第35条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ」を加え、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「とする」を「と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする」に改める。

第36条第1項及び第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第3項中「には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ」を加え、「第13条第4項第3号中「除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る費用に限る。）」とあるのは「除く。）」を「「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項

第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第37条第1項中「特定地域型保育事業」の次に「（事業所内保育事業を除く。）」を加える。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条の見出し中「利用申込みに対する」を削り、同条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「支給認定に」を「法第20条第4項の規定による認定に」に、「支給認定子どもが」を「満3歳未満保育認定子どもが」に改め、同条第3項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第41条中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第3号中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第4項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」を削り、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する市町村が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する市町村が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「支給認

定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第2項第3号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削り、同条第3項から第6項までの規定中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

第46条第5号中「支給認定保護者」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者」に、「受領する利用者負担その他の」を「支払を受ける」に改める。

第47条及び第49条第2項中「支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第50条中「について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。））」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。））」を「者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費（法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下）」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において）」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」に改める。

第51条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同

条第2項中「支給認定子どもの」を「教育・保育給付認定子どもの」に、「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「当該特定利用地域型保育」を「、当該特定利用地域型保育」に、「支給認定子どもを」を「教育・保育給付認定子どもを」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項

中「前各項」とあるのは「前3項」とする」に改める。

第52条第1項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改め、同条第2項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「当該特別利用地域型保育」を「、当該特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章の規定を適用する」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする」に改める。

付則第2条第1項中「（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第2項中「（法第27条第3項第1号に規定する額」とあるのは「（法附則第6条第3項の規定により読み替えられた法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額）」を「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第2項中「当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く。）」に改める。

付則第3条を次のように改める。

第3条 削除

付 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

第38号議案

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第17号）第1条の規定による子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）の改正に伴い、稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する
条例の一部を改正する条例

稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例
(平成27年稲城市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法」の次に「及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)」を加える。

第3条第1項を次のように改める。

利用者負担額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 満3歳以上教育・保育給付認定子ども 0円
- (2) 令第4条第2項の満3歳未満保育認定子ども 別表に定める額

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

特定教育・保育(保育に限る。)、特別利用保育、特定地域型保育、特定利用地域型保育、特別利用地域型保育又は特例保育を受けた場合の利用者負担額

(単位 円)

項目 階層 区分	各月初日に在籍する教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分	利用者負担額(月額)		
	定義及び条件	保育標準時間 (保育短時間)		
		第1子	第2子	第3子以降
1	当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定による支援給付を受けている者又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4に規定する里親である世帯	0	0	0

2	特定教育・保育のあった月の属する年度分（当該月が4月から8月までの場合にあっては、前年度分とする。以下同じ。）の市町村民税非課税世帯（1階層の世帯を除く。）		0	0
3	特定教育・保育のあった月の属する年度分の市町村民税課税世帯のうち、均等割のみが課税される世帯（1階層の世帯を除く。）		2,500 (2,500)	1,200 (1,200)
4	特定教育・保育のあった月の属する年度分の市町村民税所得割額が次の区分に該当する世帯（1階層から3階層までの世帯を除く。）	15,000円未満	4,500 (4,400)	2,200 (2,200)
5		15,000円以上 30,000円未満	7,000 (6,900)	3,500 (3,400)
6		30,000円以上 48,600円未満	8,900 (8,700)	4,400 (4,300)
7		48,600円以上 63,000円未満	10,800 (10,600)	5,400 (5,300)
8		63,000円以上 77,100円未満	13,500 (13,300)	6,700 (6,600)
9		77,100円以上 97,000円未満	16,800 (16,500)	8,400 (8,300)
10		97,000円以上 121,000円未満	20,100 (19,800)	10,000 (9,800)
11		121,000円以上 145,000円未満	23,400 (23,000)	11,700 (11,500)
12		145,000円以上 169,000円未満	26,200 (25,800)	13,100 (12,900)
13		169,000円以上 190,000円未満	29,100 (28,600)	14,500 (14,300)
14		190,000円以上 211,200円未満	32,100 (31,600)	16,000 (15,700)
15		211,200円以上 233,600円未満	35,100 (34,500)	17,500 (17,200)
16		233,600円以上 256,000円未満	38,100 (37,500)	19,000 (18,700)
17		256,000円以上 278,400円未満	41,200 (40,500)	20,600 (20,200)
18		278,400円以上 301,000円未満	44,000 (43,300)	22,000 (21,600)

19	301,000円以上 333,000円未満	46,000 (45,200)	23,000 (22,600)
20	333,000円以上 365,000円未満	48,000 (47,200)	24,000 (23,600)
21	365,000円以上 397,000円未満	51,900 (51,000)	25,900 (25,500)
22	397,000円以上 460,000円未満	53,900 (53,000)	26,900 (26,400)
23	460,000円以上	56,000 (55,000)	28,000 (27,500)

備考 本表の規定に関し、必要な事項は、規則において定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例による改正後の稲城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の規定は、令和元年10月分以後の月分の利用者負担額について適用し、同年9月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

第39号議案

多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第152条の規定による土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の改正に伴い、多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例、多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例及び多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例等の一部
を改正する条例

(多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例の一部改正)

第1条 多摩都市計画事業稲城榎戸土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成
元年稲城市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第17条中「又は第3号」を削る。

(多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の
一部改正)

第2条 多摩都市計画事業稲城矢野口駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条
例（平成4年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は第3号」を削る。

(多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例
の一部改正)

第3条 多摩都市計画事業稲城稲城長沼駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める
条例（平成4年稲城市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は第3号」を削る。

(多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条例の
一部改正)

第4条 多摩都市計画事業稲城南多摩駅周辺土地区画整理事業施行規程を定める条
例（平成4年稲城市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は第3号」を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

第40号議案

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋勝浩

(提案理由)

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）等による消費税法（昭和63年法律第108号）等の改正の施行に伴い、市の公共下水道の使用料に係る消費税及び地方消費税相当額について所要の措置を講ずるため、稲城市下水道条例の一部を改正する必要があるので、本案を提出する。

稲城市下水道条例の一部を改正する条例

稲城市下水道条例（昭和60年稲城市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の稲城市下水道条例第19条第2項の規定は、令和元年11月1日（以下「基準日」という。）後の汚水の排出に係る同年12月分の料金から適用し、基準日以前の汚水の排出に係る料金及び同年11月分として算定する料金については、なお従前の例による。

2 前項の規定による料金の算定に当たっては、その算定に係る期間の各月の汚水排出量は均等に排出したものとみなす。

第41号議案

稲城市消防団条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、稲城市消防団条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出する。

稲城市消防団条例の一部を改正する条例

稲城市消防団条例（平成元年稲城市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項第4号を削り、同項第5号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とする。

付 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

第49号議案

平成 31 年 度
東京都稲城市一般会計補正予算 (第 3 号)

平成 31 年 度

東京都稲城市一般会計補正予算（第 3 号）

平成31年度東京都稲城市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 400,545千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 36,530,843千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和元年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方特例交付金		282,733	△17,340	265,393
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	175,723	△17,340	158,383
12 地方交付税		794,350	△27,811	766,539
	1 地方交付税	794,350	△27,811	766,539
16 国庫支出金		5,164,761	4,132	5,168,893
	1 国庫負担金	4,418,444	7	4,418,451
	2 国庫補助金	725,075	4,125	729,200
17 都支出金		5,701,325	27,862	5,729,187
	1 都負担金	1,628,724	3	1,628,727
	2 都補助金	3,830,401	27,859	3,858,260
20 繰入金		919,920	20,595	940,515
	1 基金繰入金	919,920	19,408	939,328
	2 他会計繰入金	0	1,187	1,187
21 繰越金		300,000	498,510	798,510
	1 繰越金	300,000	498,510	798,510
22 諸収入		741,360	4,251	745,611
	4 雑収入	215,453	4,251	219,704
23 市債		3,541,244	△109,654	3,431,590
	1 市債	3,541,244	△109,654	3,431,590

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入	合計	36,130,298	400,545	36,530,843

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3,112,047	163,735	3,275,782
	1 総務管理費	2,364,899	163,735	2,528,634
3 民生費		15,756,259	230,700	15,986,959
	1 社会福祉費	4,782,524	23,092	4,805,616
	2 児童福祉費	8,776,781	22,055	8,798,836
	3 生活保護費	2,164,774	185,553	2,350,327
4 衛生費		2,885,140	1,804	2,886,944
	1 保健衛生費	1,528,214	1,804	1,530,018
10 教育費		6,704,344	4,306	6,708,650
	3 中学校費	751,147	4,306	755,453
	4 幼稚園費	327,440	0	327,440
歳出	合計	36,130,298	400,545	36,530,843

第2表 地方債補正

(追加)

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎駐車場用地買収事業債	57,900	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利率見直し 方式で借り入れる資 金について、利率の 見直しを行った後 においては、当該見直 し後の利率	借入れのときから据置期間を 含め25年以内に償還する。た だし、財政その他の都合によ り、据置期間及び償還年限を 短縮し、若しくは繰上償還し、 又は低利に借り換えることが できる。

(変更)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
臨時財政対策債	829,844	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	借入れのとき から据置期 間を含め25 年以内に償 還する。た だし、財政 その他の都合 により、据 置期間及び 償還年限を 短縮し、若 しくは繰上 償還し、又 は低利に借 り換えるこ とができる。	669,790	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	借入れのとき から据置期 間を含め25 年以内に償 還する。た だし、財政 その他の都合 により、据 置期間及び 償還年限を 短縮し、若 しくは繰上 償還し、又 は低利に借 り換えるこ とができる。

(廃止)

(単位 千円)

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
庁舎空調設備 改修事業債	7,500	証書借入 又は 証券発行	3.5% 以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率	借入れのとき から据置期 間を含め25 年以内に償 還する。た だし、財政 その他の都合 により、据 置期間及び 償還年限を 短縮し、若 しくは繰上 償還し、又 は低利に借 り換えるこ とができる。	—	—	—	—	他財源が 確保され たため 皆減

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 11 款 地方特例交付金 (補正額 △17,340 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	2 子ども・子育て支援 臨時交付金	175,723	△17,340	158,383		
	1 子ども・子育て 支援臨時交付金	175,723	△17,340	158,383		
					1 子ども・子育て 支援臨時交付金	△17,340
	計	282,733	△17,340	265,393		

第 12 款 地方交付税 (補正額 △27,811 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	1 地方交付税	794,350	△27,811	766,539		
	1 地方交付税	794,350	△27,811	766,539		
					1 地方交付税	△27,811
	計	794,350	△27,811	766,539		

第 16 款 国庫支出金 (補正額 4,132 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
	1 国庫負担金	4,418,444	7	4,418,451		
	1 民生費国庫負担金	4,418,444	7	4,418,451		
					6 介護保険料軽減 強化負担金	7
	2 国庫補助金	725,075	4,125	729,200		
	1 民生費国庫補助金	508,827	4,125	512,952		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 交付額	△17,340 △17,340

第11款 地 方 特 例 交 付 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 普通交付税交付額	△27,811 △27,811

第12款 地 方 交 付 税

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 介護保険料軽減強化負担金過年度分	7 7

第16款 国 庫 支 出 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
2	(1 民生費国庫補助金)				1 社会福祉費補助金	4,125
計		5,164,761	4,132	5,168,893		

第17款 都支出金 (補正額 27,862 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都 負 担 金	1,628,724	3	1,628,727		
	1 民生費都負担金	1,627,636	3	1,627,639		
					6 介護保険料軽減強化負担金	3
2	都 補 助 金	3,830,401	27,859	3,858,260		
	2 民生費都補助金	1,554,160	26,221	1,580,381		
					3 児童福祉費補助金	26,221
	3 衛生費都補助金	24,842	1,638	26,480		
					1 保健衛生費補助金	1,638
計		5,701,325	27,862	5,729,187		

第20款 繰入金 (補正額 20,595 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	基 金 繰 入 金	919,920	19,408	939,328		
	2 公共施設整備基金繰入金	250,000	19,408	269,408		

(単位：千円)

説 明	
(障害福祉課)	4,125
障害者総合支援事業費補助金(1/2・10/10)	4,125

第16款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	3
介護保険料軽減強化負担金過年度分	3
(子育て支援課)	26,221
幼児教育・保育無償化実施事業費補助金	26,221
(環境課)	1,638
東京都受動喫煙防止対策促進事業経費補助金(10/10)	1,638

第17款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
-----	--

第20款 繰 入 金

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	2 公共施設整備基金 繰入金				1 公共施設整備 基金繰入金	19,408
2	他会計繰入金	0	1,187	1,187		
	1 他会計繰入金	0	1,187	1,187		
					1 介護保険特別会 計繰入金	1,187
	計	919,920	20,595	940,515		

第21款 繰越金 (補正額 498,510 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰越金	300,000	498,510	798,510		
	1 繰越金	300,000	498,510	798,510		
					1 繰越金	498,510
	計	300,000	498,510	798,510		

第22款 諸収入 (補正額 4,251 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
4	雑入	215,453	4,251	219,704		
	3 雑入	215,107	4,251	219,358		
					1 雑入	4,251
	計	741,360	4,251	745,611		

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 公共施設整備基金繰入金	19,408 19,408
(高齢福祉課) 介護保険特別会計繰入金	1,187 1,187

第20款 繰 入 金

(単位：千円)

説 明	
(財政課) 繰越金	498,510 498,510

第21款 繰 越 金

(単位：千円)

説 明	
(財産管理課) 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金	4,251 4,251

第22款 諸 収 入

第 23 款 市 債 (補正額 △109,654 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	市 債	3,541,244	△109,654	3,431,590		
	1 総 務 債	7,500	50,400	57,900		
					1 総 務 債	50,400
	6 臨時財政対策債	829,844	△160,054	669,790		
					1 臨時財政対策債	△160,054
	計	3,541,244	△109,654	3,431,590		

(単位：千円)

説 明	
(財政課)	50,400
庁舎空調設備改修事業債	△7,500
庁舎駐車場用地買収事業債	57,900
(財政課)	△160,054
臨時財政対策債	△160,054

第23款 市

債

歳 出

第 2 款 総 務 費 (補正額 163,735 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その 他	
1	総 務 管 理 費	2,364,899	163,735	2,528,634	4,125	20,115	50,400	23,659	65,436
	1 一 般 管 理 費	1,773,970	78,889	1,852,859	0	2,826	50,400	23,659	2,004
					0	0	50,400	23,659	4,830
					0	2,826	0	0	△2,826
	6 財 産 管 理 費	45,025	70,457	115,482	0	0	0	0	70,457
					0	0	0	0	70,457
	9 電 算 管 理 費	395,110	14,389	409,499	4,125	17,289	0	0	△7,025
					4,125	17,289	0	0	△7,025
	計	3,112,047	163,735	3,275,782	4,125	20,115	50,400	23,659	65,436

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13委託料	1,581	4 庁舎維持管理費（土木課）	78,889
17公有財産購入費	63,879	13委託料	1,581
22補償補填及び賠償金	13,429	物件等調査及び補償算定委託	892
		土地鑑定委託	689
		17公有財産購入費	63,879
		庁舎駐車場用地買収	63,879
		22補償補填及び賠償金	13,429
		物件補償	13,429
		9 専務的非常勤職員等関係費（人事課）	
		財源振替	
25積立金	70,457	1 財産管理費（財政課）	70,457
		25積立金	70,457
		公共施設整備基金積立金	29,471
		財政調整基金積立金	40,986
13委託料	14,389	1 電算管理運営費（情報管理課）	14,389
		13委託料	14,389
		システム開発委託	14,389

第2款 総務費

第3款 民生費 (補正額 230,700 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	社会福祉費	4,782,524	23,092	4,805,616	7	3	0	0	23,082
	1 社会福祉総務費	333,337	8,666	342,003	0	0	0	0	8,666
					0	0	0	0	7,380
					0	0	0	0	281
					0	0	0	0	1,005
	2 心身障害者福祉費	1,558,928	13,112	1,572,040	0	0	0	0	13,112
					0	0	0	0	13,112
	3 老人福祉費	265,943	1,299	267,242	0	0	0	0	1,299
					0	0	0	0	458
					0	0	0	0	841

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
23 償還金利子及び割引料	8,666	2 一般事務費 (生活福祉課)	7,380
		23 償還金利子及び割引料	7,380
		平成30年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	7,380
		6 成年後見制度等利用者支援事業 (高齢福祉課)	281
		23 償還金利子及び割引料	281
		平成30年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	281
		9 生活困窮者自立相談支援等事業 (生活福祉課)	1,005
		23 償還金利子及び割引料	1,005
		平成30年度生活困窮者自立相談支援事業費等国庫負担金返還金	1,005
23 償還金利子及び割引料	13,112	1 心身障害者福祉関係事務事業 (障害福祉課)	13,112
		23 償還金利子及び割引料	13,112
		平成30年度特別障害者手当等給付費国庫負担金返還金	454
		平成30年度障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金	2,337
		平成30年度障害者医療費国庫負担金返還金	1,943
		平成30年度障害者総合支援事業費国庫補助金返還金	324
		平成30年度障害者自立支援給付費等都負担金返還金	1,169
		平成30年度更生医療費都負担金返還金	750
		平成30年度療養介護医療費都負担金返還金	66
		平成30年度障害者施策推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	6,055
		平成30年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金返還金	14
23 償還金利子及び割引料	1,299	3 老人福祉施設整備・措置関係費 (高齢福祉課)	458
		23 償還金利子及び割引料	458
		平成30年度地域福祉推進区市町村包括補助事業都補助金返還金	458
		8 介護予防・地域支え合い事業 (高齢福祉課)	841

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	(3 老人福祉費)								
	6 介護保険事業費	785,835	15	785,850	7	3	0	0	5
					7	3	0	0	5
2	児 童 福 祉 費	8,776,781	22,055	8,798,836	0	5,929	0	0	16,126
	1 児童福祉総務費	596,211	0	596,211	0	5,376	0	0	△5,376
					0	1,909	0	0	△1,909
					0	3,467	0	0	△3,467
	2 児童処遇費	7,455,290	21,777	7,477,067	0	0	0	0	21,777
					0	0	0	0	201
					0	0	0	0	797
					0	0	0	0	15,191

(単位：千円)

節		説明	金額
区分	金額		
		23償還金利子及び割引料	841
		平成30年度高齢社会対策区市町村包括補助事業都補助金返還金	841
28繰出金	15	2 介護保険特別会計繰出金(高齢福祉課)	15
		28繰出金	15
		介護保険料軽減強化繰出金	15
		1 人件費(人事課)	
		財源振替	
		2 一般事務費(子育て支援課)	
		財源振替	
23償還金利子及び割引料	21,777	1 児童手当給付事業(子育て支援課)	201
		23償還金利子及び割引料	201
		平成30年度児童手当等都負担金返還金	201
		2 乳幼児医療費助成等事業(子育て支援課)	797
		23償還金利子及び割引料	797
		平成30年度養育医療費助成事業国庫負担金返還金	531
		平成30年度養育医療費助成事業都負担金返還金	266
		4 保育所等運営委託・補助事業(子育て支援課)	15,191
		23償還金利子及び割引料	15,191
		平成30年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	4,107
		平成30年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	4,114
		平成30年度東京都認証保育所運営費等補助金返還金	11
		平成30年度一時預かり事業・定期利用保育事業費都補助金返還金	92
		平成30年度子供家庭支援区市町村包括補助事業都補助金返還金	2,320
		平成30年度保育士等キャリアアップ都補助金返還金	99
		平成30年度幼稚園型一時預かり事業運営費等都補助金返還金	18
		平成30年度認可外保育施設利用支援事業都補助金返還金	4,400

第3款 民 生 費

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳								
					特 定 財 源				一般財源				
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他					
2	(2 児 童 処 遇 費)				0	0	0	0	41				
					0	0	0	0	5,547				
3	保 育 所 費	420,521	0	420,521	0	553	0	0	△553				
					0	553	0	0	△553				
5	学 童 ク ラ ブ 費	213,161	278	213,439	0	0	0	0	278				
					0	0	0	0	278				
3	生 活 保 護 費	2,164,774	185,553	2,350,327	0	0	0	0	185,553				
					1	生 活 保 護 総 務 費	100,591	185,553	286,144	0	0	0	185,553
										0	0	0	0
	計	15,756,259	230,700	15,986,959	7	5,932	0	0	224,761				

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		平成30年度待機児童解消区市町村支援事業都補助金返還金	30
		6 障害児支援事業（障害福祉課）	41
		23償還金利子及び割引料	41
		平成30年度児童保護費等国庫負担金返還金	27
		平成30年度児童保護費等都負担金返還金	14
		7 母子父子関係事業（子育て支援課）	5,547
		23償還金利子及び割引料	5,547
		平成30年度児童入所施設措置費等国庫負担金返還金	1,754
		平成30年度母子家庭等自立支援給付金事業国庫補助金返還金	1,561
		平成30年度母子生活支援施設措置費等都負担金返還金	1,032
		平成30年度ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業都補助金返還金	1,200
		1 保育所運営事業（子育て支援課）	
		財源振替	
23償還金利子及び割引料	278	1 学童クラブ運営事業（児童青少年課）	278
		23償還金利子及び割引料	278
		平成30年度子ども・子育て支援交付金国庫補助金返還金	133
		平成30年度都型学童クラブ運営事業都補助金返還金	12
		平成30年度子供・子育て支援交付金都補助金返還金	133
23償還金利子及び割引料	185,553	2 生活保護関係費（生活福祉課）	185,553
		23償還金利子及び割引料	185,553
		平成30年度生活保護費等国庫負担金返還金	177,582
		平成30年度生活保護費都負担金返還金	6,767
		平成30年度中国残留邦人等援護事務国庫委託金返還金	106
		平成30年度生活困窮者就労準備支援事業費等国庫補助金返還金	1,098

第3款 民 生 費

(単位：千円)

節		金額	説 明
区 分			
23 償還金利子及び 割 引 料	166	4 健康づくり推進事業（健康課）	166
		23償還金利子及び割引料	166
		平成30年度医療保健政策区市町村包括補助事業都補助金 返還金	166
11 需 用 費	725	5 路上喫煙の制限に関する経費（環境課）	1,638
1 消 耗 品 費	725	11需用費	725
		①消耗品費	725
		事業用	725
13 委 託 料	913	13委託料	913
		啓発物作成配布委託	913

第4款 衛 生 費

(単位:千円)

節		説明
区分	金額	
15工事請負費	4,306	2 中学校管理運営費（建築保全課） 4,306
		15工事請負費 4,306
		第四中学校体育館屋上防水改修工事
		1 幼児教育振興に関する経費（子育て支援課）
		財源振替

第10款 教 育 費

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書の変更

(単位 千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高 見込額
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普通債					
補正前	12,699,735	13,717,395	2,711,400	971,669	15,457,126
補正額			50,400		50,400
計	12,699,735	13,717,395	2,761,800	971,669	15,507,526
(1) 総務債					
補正前	262,259	234,018	7,500	28,485	213,033
補正額			50,400		50,400
計	262,259	234,018	57,900	28,485	263,433
2 その他の他					
補正前	10,384,260	10,405,815	829,844	838,015	10,397,644
補正額			△ 160,054		△ 160,054
計	10,384,260	10,405,815	669,790	838,015	10,237,590
(3) 臨時財政対策債					
補正前	9,980,377	10,102,705	829,844	768,339	10,164,210
補正額			△ 160,054		△ 160,054
計	9,980,377	10,102,705	669,790	768,339	10,004,156
合 計					
補正前	23,083,995	24,123,210	3,541,244	1,809,684	25,854,770
補正額			△ 109,654		△ 109,654
計	23,083,995	24,123,210	3,431,590	1,809,684	25,745,116

第50号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第1号）

平成 31 年 度

東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成31年度東京都稲城市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134,815千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,292,711千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和元年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1,028,713	295	1,029,008
	1 国庫負担金	840,820	295	841,115
5 都支出金		744,653	422	745,075
	1 都負担金	684,865	422	685,287
7 繰入金		805,643	15	805,658
	1 一般会計繰入金	741,869	15	741,884
8 繰越金		1,000	134,083	135,083
	1 繰越金	1,000	134,083	135,083
歳 入 合 計		5,157,896	134,815	5,292,711

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 基金積立金		140	102,843	102,983
	1 基金積立金	140	102,843	102,983
6 諸支出金		2,418	31,972	34,390
	1 償還金及び還付加算金	2,418	30,785	33,203
	2 繰出金	0	1,187	1,187
歳 出 合 計		5,157,896	134,815	5,292,711

歲入歲出預算事項別明細書

歳 入

第 3 款 国庫支出金 (補正額 295 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	国庫負担金	840,820	295	841,115		
	1 介護給付費負担金	840,820	295	841,115		
					2 過年度分	295
	計	1,028,713	295	1,029,008		

第 5 款 都支出金 (補正額 422 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	都負担金	684,865	422	685,287		
	1 介護給付費負担金	684,865	422	685,287		
					2 過年度分	422
	計	744,653	422	745,075		

第 7 款 繰入金 (補正額 15 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	一般会計繰入金	741,869	15	741,884		
	4 その他一般会計繰入金	95,353	15	95,368		
					2 介護保険料 軽減強化負担金 繰入金	15
	計	805,643	15	805,658		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	295
平成30年度介護給付費国庫負担金精算分	295

第3款 国 庫 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	422
平成30年度介護給付費都負担金精算分	422

第5款 都 支 出 金

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課)	15
平成30年度介護保険料軽減強化負担金繰入金精算分	15

第7款 繰 入 金

第 8 款 繰 越 金 (補正額 134,083 千円)

科 目		補正前の額	補正額	計	節	
項	目				区 分	金 額
1	繰 越 金	1,000	134,083	135,083		
	1 繰 越 金	1,000	134,083	135,083		
					1 繰 越 金	134,083
	計	1,000	134,083	135,083		

(単位：千円)

説 明	
(高齢福祉課) 前年度繰越金	134,083 134,083

第8款 繰 越 金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
25積立金	102,843	1 基金積立金（高齢福祉課） 102,843
		25積立金 102,843
		介護保険給付準備基金積立金 102,843

第4款 基金積立金

第 6 款 諸 支 出 金 (補正額 31,972 千円)

項	科 目 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
					特 定 財 源				一般財源
					国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1	償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,418	30,785	33,203	0	0	0	0	30,785
	2 償 還 金	0	30,785	30,785	0	0	0	0	30,785
					0	0	0	0	30,785
2	繰 出 金	0	1,187	1,187	0	0	0	0	1,187
	1 一般会計繰出金	0	1,187	1,187	0	0	0	0	1,187
					0	0	0	0	1,187
計		2,418	31,972	34,390	0	0	0	0	31,972

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金利子及び 割 引 料	30,785	1 償還金 (高齢福祉課) 30,785
		23 償還金利子及び割引料 30,785
		平成30年度地域支援事業国庫補助金返還金 6,963
		平成30年度介護給付費支払基金交付金返還金 3,116
		平成30年度地域支援事業支払基金交付金返還金 16,710
		平成30年度地域支援事業都補助金返還金 3,996
28 繰 出 金	1,187	1 一般会計繰出金 (高齢福祉課) 1,187
		28 繰出金 1,187
		一般会計繰出金 1,187

第6款 諸 支 出 金

第51号議案

平成 31 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第1号）

平成 31 年 度

東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総則）

第 1 条 平成31年度東京都稲城市下水道事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 平成31年度東京都稲城市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

	（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
収入				
第 1 款	下水道事業収益	1,961,820千円	△619千円	1,961,201千円
第 2 項	営業外収益	793,433千円	△619千円	792,814千円
支出				
第 1 款	下水道事業費用	1,898,790千円	△2,045千円	1,896,745千円
第 1 項	営業費用	1,714,694千円	△2,045千円	1,712,649千円

（資本的収入及び支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条中「引継金4,816千円、当年度分損益勘定留保資金343,602千円」を「引継金43,298千円、当年度分損益勘定留保資金305,120千円」に改める。

（特例的収入及び支出の補正）

第 4 条 予算第 4 条の 2 中「未収金及び未払金の金額は、それぞれ115,410千円及び198,194千円」を「未収金及び未払金の金額は、それぞれ116,448千円及び184,922千円」に改める。

令和元年 8 月 30 日

提出者 稲城市長 高 橋 勝 浩

東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)
に関する説明書

平成31年度 東京都稲城市下水道事業会計補正予算(第1号)実施計画

収益的収入及び支出

収入 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道			1,961,820	△ 619	1,961,201
事業収益	2 営業外収益		793,433	△ 619	792,814
		4 長期前受金戻入	701,686	△ 619	701,067

支出 (単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1 下水道			1,898,790	△ 2,045	1,896,745
事業費用	1 営業費用		1,714,694	△ 2,045	1,712,649
		5 減価償却費	1,074,709	△ 2,045	1,072,664

平成31年度 東京都稲城市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー	(単位:千円)
当年度純利益	53,657
減価償却費	1,072,664
資産減耗費	1,679
賞与引当金の増減額(△は減少)	5,668
貸倒引当金の増減額(△は減少)	232
長期前受金戻入額	△ 701,067
受取利息及び配当金	△ 1
支払利息及び企業債取扱諸費	130,833
未収金の増減額(△は増加)	△ 1,076
未払金の増減額(△は減少)	13,037
小計	<u>575,626</u>
利息及び配当金の受取額	1
利息及び企業債取扱諸費の支払額	<u>△ 130,833</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	444,794
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 362,827
無形固定資産の取得による支出	△ 15,749
国庫補助金等による収入	51,838
一般会計等からの繰入金による収入	289,837
負担金等による収入	129,339
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>92,438</u>
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	171,300
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 652,042
その他の企業債による収入	6,700
その他の企業債の償還による支出	△ 2,025
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 476,067</u>
資金増加額(又は減少額)	61,165
資金期首残高	111,771
資金期末残高	<u>172,936</u>

平成31年度 東京都稲城市下水道事業予定貸借対照表

(令和2年3月31日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ. 土 地		271,409		
ロ. 構 築 物	29,039,557			
減価償却累計額	△ 998,809	28,040,748		
ハ. 機 械 及 び 装 置	42,137			
減価償却累計額	△ 5,337	36,800		
ニ. 工 具 器 具 及 び 備 品	182			
減価償却累計額	△ 82	100		
ホ. 建 設 仮 勘 定		0		
有形固定資産合計			28,349,057	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ. 施 設 利 用 権		1,263,357		
ロ. 電 話 加 入 権		576		
無形固定資産合計			1,263,933	
固定資産合計				29,612,990
2. 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			172,936	
(2) 未 収 金		110,824		
貸倒引当金		△ 232	110,592	
流動資産合計				283,528
資 産 合 計				29,896,518

負 債 の 部

	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	5,048,111		
ロ. その他の企業債	<u>44,125</u>		
企業債合計		<u>5,092,236</u>	
固定負債合計			5,092,236
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	555,884		
ロ. その他の企業債	<u>5,775</u>		
企業債合計		561,659	
(2) 未 払 金		154,171	
(3) 引 当 金			
イ. 賞与引当金	<u>7,546</u>		
引当金合計		<u>7,546</u>	
流動負債合計			723,376
5. 繰 延 収 益			
(1) 長期前受金		19,768,263	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 700,436</u>	
繰延収益合計			<u>19,067,827</u>
負債合計			24,883,439

資 本 の 部

6. 資 本 金			4,707,806
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ. 受贈財産評価額	251,616		
ロ. その他資本剰余金	<u>0</u>		
資本剰余金合計		251,616	
(2) 利 益 剰 余 金			
イ. 当年度末処分利益剰余金	<u>53,657</u>		
利益剰余金合計		<u>53,657</u>	
剰余金合計			<u>305,273</u>
資本合計			<u>5,013,079</u>
負債資本合計			<u>29,896,518</u>

平成31年度 東京都稲城市下水道事業開始貸借対照表

(平成31年4月1日)

資 産 の 部

1. 固 定 資 産	千円	千円	千円	千円
(1) 有 形 固 定 資 産				
イ. 土 地		271,409		
ロ. 構 築 物		28,678,249		
ハ. 機 械 及 び 装 置		40,587		
ニ. 工 具 器 具 及 び 備 品		182		
ホ. 建 設 仮 勘 定		<u>0</u>		
有 形 固 定 資 産 合 計			28,990,427	
(2) 無 形 固 定 資 産				
イ. 施 設 利 用 権		1,315,876		
ロ. 電 話 加 入 権		<u>576</u>		
無 形 固 定 資 産 合 計			<u>1,316,452</u>	
固 定 資 産 合 計				30,306,879
2. 流 動 資 産				
(1) 現 金 預 金			111,771	
(2) 未 収 金			<u>116,448</u>	
流 動 資 産 合 計				<u>228,219</u>
資 産 合 計				<u><u>30,535,098</u></u>

負 債 の 部

	千円	千円	千円
3. 固 定 負 債			
(1) 企 業 債			
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	5,432,695		
ロ. その他の企業債	<u>49,900</u>		
企業債合計		<u>5,482,595</u>	
固定負債合計			5,482,595
4. 流 動 負 債			
(1) 企 業 債			
イ. 建設改良等の財源に 充てるための企業債	608,254		
ロ. その他の企業債	<u>2,025</u>		
企業債合計		610,279	
(2) 未 払 金		<u>184,922</u>	
流動負債合計			795,201
5. 繰 延 収 益			
(1) 長 期 前 受 金		<u>19,297,880</u>	
繰延収益合計			<u>19,297,880</u>
負債合計			25,575,676

資 本 の 部

6. 資 本 金			4,707,806
7. 剰 余 金			
(1) 資 本 剰 余 金			
イ. 受贈財産評価額	251,616		
ロ. その他資本剰余金	<u>0</u>		
資本剰余金合計		<u>251,616</u>	
剰余金合計			<u>251,616</u>
資本合計			<u>4,959,422</u>
負債資本合計			<u><u>30,535,098</u></u>

平成31年度 東京都稲城市下水道

収益の収入

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業収益	1,961,820	△ 619	1,961,201
	2	営業外収益	793,433	△ 619	792,814
		4 長期前受金戻入	701,686	△ 619	701,067

支出

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計
1	下	水道事業費用	1,898,790	△ 2,045	1,896,745
	1	営業費用	1,714,694	△ 2,045	1,712,649
		5 減価償却費	1,074,709	△ 2,045	1,072,664

事業会計補正予算(第1号)実施計画説明書

及び支出

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
1	長期前受金戻入	△ 619	長期前受金戻入 △ 619

(単位:千円)

節		金額	説明
区	分		
1	有形固定資産減価償却費	△ 1,381	構築物、機械及び装置他 △ 1,381
2	無形固定資産減価償却費	△ 664	流域施設利用権 △ 664

第52号議案

稲城市副市長の選任について

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市副市長 石田 光広 の任期が令和元年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を選任する必要があるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、本案を提出する。

稲城市副市長の選任について

次の者を稲城市副市長に選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第162条の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
石田 光広	稲城市若葉台2丁目17番地の7	昭和32年1月18日

第53号議案

稲城市教育委員会委員の任命について

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市教育委員会委員 今泉 浩史 の任期が令和元年9月30日付けで満了することに伴い、後任者を任命する必要があるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、本案を提出する。

稲城市教育委員会委員の任命について

次の者を稲城市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏 名	住 所	生年月日
今泉 浩史	稲城市東長沼421番地の1	昭和47年12月1日

第54号議案

稲城市庁舎空調設備改修工事請負契約

上記の議案を提出する。

令和元年8月30日

提出者 稲城市長 高橋 勝 浩

(提案理由)

稲城市庁舎空調設備改修工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、本案を提出する。

稲城市庁舎空調設備改修工事請負契約

稲城市庁舎空調設備改修工事を実施するため、次のとおり請負契約を締結する。

- 1 契約の目的 稲城市庁舎空調設備改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 672,815,000円
- 4 契約の相手方 所在地 東京都稲城市坂浜2220番地
名称 塚田設備株式会社
代表者 代表取締役 塚田 忠次郎